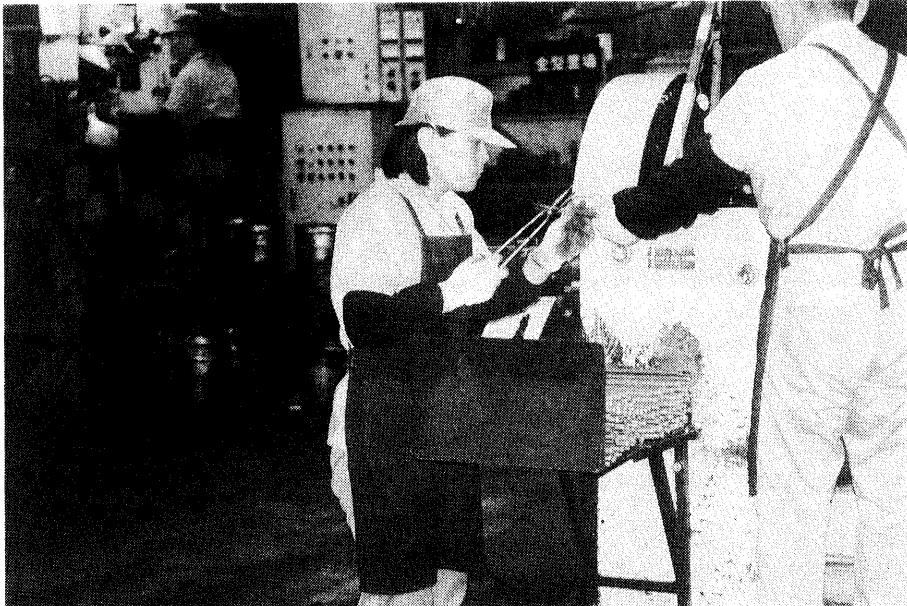


関西労災職業病

関西労働者安全センター

1994.6.10発行〈通巻第229号〉200円

〒540 大阪市中央区森ノ宮中央1丁目10番16号601号室
TEL. 06-943-1527 FAX. 06-943-1528
郵便振替11座 00960-7-315742
大阪労働金庫梅田支店 普通 1340284



目 次

●シンポ 「すべての外国人に

医療の扉を」に参加を……1

●学校給食事業における

新安全衛生管理要綱……8

●前線から(ニュース)……

10

●実践・労災保険(15)……

13

●快適に働く①……

16

●一九九四年夏期カンパへの

ご協力のお願い……

17

7・27外国人医療シンポジウム特集



安全センターでは、これまで労災問題を中心に外国人労働者の人権を守る活動を開展してきたが、それを機に外国人労働者の医療・健康の問題にも取り組んでいる。七月二七日に外国人の医療保障問題をテーマに

シンポジウムを開催する。

シンポでは、東京で女性の緊急避難シェルターの運営を民間で行い、「すべての外国人に医療保障を!連絡会」で首都圏の支援グループや医療ケースワーカーらとともにこの問題でも活動している。「女性の家・HELP」の松田瑞穂さんを迎える。他に、菜の花診療

シンポジスト

松田瑞穂（女性の家HELP 東京）
マリア コラーレス（カトリック聖母被昇天修道会）
新谷泰久（しんたに菜の花診療所）
医療ケースワーカー

日時 7月27日（水）午後6時30分～
場所 エルおおさか（府立労働センター）
(地下鉄谷町線・京阪電車 天満橋下車)
主催 RINK
後援 カトリック大阪教区国際協力委員会
大阪医療社会事業協会
韓国人法律救援センター

参加費 700円

所の新谷医師など、大阪での問題に関わる方々の報告をもとに、参加者の皆さんと今後の取り組みの方向性を話し合い、これまでRINKとして行ってきた行政交渉や、より積極的な支援活動に向けてはづみをつけたい。

首都圏での外国人労働者の医療問題はより深刻かつ広範なものとなっていると聞く。その一方で、関西にはない支援運動や、遅々としたものでありながらも行政による対策にも注目すべきものがある。東京から来られる松田瑞穂さんは首都圏でのこうした情報も報告していただく予定。

今号は以下七頁まで、外国人労働者の医療問題の特集とした。この問題を通して、無権利状態にある労働者の問題であることなど多くの問題が見えてくるのではないかと思う。シンポへのご参加をお願いします。

外国人労働者の医療問題は今…

相次ぐ保障制度からの締め出し

その他、国籍条項のない制度の一部、結核予防法など社会への予防・隔離的因素の強い制度を除いては、そうした外国人に適用される制度は少ない。

このため、ときに高額な負担となる医療費に外国人の足は医療機関から遠

この数年の日本における外国人労働者の急増に対し、「不法就労を助長する」との論理により、厚生省は各種社会保障制度からの締め出しを行った。特に、それまで定住・非定住の別なく外国人にも適用（準用）されていた生活保護が、九〇年一〇月の口頭通知により適用されなくなり、全国各地で深刻な事態を招いている。

また、国民健康保険も一年以上の滞在が見込まれる者にのみ、加入資格を縮小（九二年三月）。社会保険は、適用事業所に使用される者であれば、加入可能だが、事実上掛け捨てとなる厚生年金をセットで支払わなければならぬ問題や、会社負担を嫌って加入させない事業主などの問題もあり、加入は容易ではない。

の経済的負担を負いながらも外国人に安価で医療を提供している。公的な健康保険に加入できない外国人を対象に、月会費一〇〇〇円と三割の自己負担という医療互助会を九一年に結成、現在会員数は約三〇〇〇名に及ぶ。

事態の深刻さ、民間団体の立ち上がりに、自治体も重い腰を上げ始めた。

東京都が九二年六月から「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」（行き倒れの人の救護を目的とした明治時代にできた法律）の外国人への適用を開始、九三年度からは埼玉県・神奈川県も行旅法を復活させた。また、群馬県が新たに「外国人未払い医療費対策事業」を九三年六月から、神奈川県が救急医療費補助事業を九三年度から開始している。

民間の立ち上がりに
自治体も独自の対策へ

大阪府は行旅法で対応というが…

港町診療所（従来から神奈川労災職業病センターと協力して労災職業病問題に取り組んでいる）では、国として外国人労働者の健康問題についての根本的な方策を要求しつつ、医療機関で

これまで本誌で伝えてきたが、RINKでは大阪府・市に対し、非定住外国人への生活保護適用の復活、国保加入などを求め、交渉を行ってきた。

大阪市は行旅法について『救護の対象は非常に限定され、抜本的な解決には至らないと考えております。』国においてその抜本的な対策が講じられるまでの間は、生活保護の準用を認めるよう、厚生省へ要望している』と回答している。



「外国人が大阪府に集中するかも知れないから…」と

独自の対策に否定的な姿勢を見せた大阪府。

隣の兵庫県は病院の輪番制で全国初の外国人救急体制づくりに乗り出す。

今度はどう答える、大阪府？（写真は92年10月RINKの大坂府への申し入れ）

兵庫県では

①外国人救急体制

神戸・阪神・東播磨・西播磨の4地域ごとに、5、6か所の病院を指定。輪番制で、当番日には外国人診療に慣れた医師・看護婦が待機する。運営費は当番一日につき、県が2万円を補助。94年度から発足。

②救急医療費損失補填制度

外国人の救急患者から支払いを受けられなかった医療費の7~9割を県が補助。95年度に予算化。

（兵庫県医務課への電話調査による）

用の要件を満たさず…』とのことだったが、結局九二年度は適用は一件だけ。大阪市もいうように、対象の幅が非常に狭く、具体的な救済に結びつきにくいことが示されている。

RINKでは神奈川・群馬の例を挙げ、府でも独自の医療費対策を要求したが、「大阪だけでそういう対策を取るに外国人が集中するのではなくいか？」と後ろ向きの姿勢を見せつけた。大阪府とは対照的に、兵庫県が救急医療費対策事業などを今年年頭に打ち出し、現在その具体化に向けて準備中という。これによって、大阪だけに外国人が集中する心配（？）も遠のいたところで、府独自の対策が改めて求められるところだ。

支援グループから一言

○一九八八年から外国人労働者支援活動を続けるグループ「アジアンフレンド」の吉田さん

彼らの出身国、出身階層によつてもちがうと思いますが、アジアの国々の中には近代医療があまり一般的でなかつたり、医療費がかかつたりで、民間医療や売

薬（漢方も含めて）ですませている人々も少なくないと思います。

タイなどでは、薬害の少ないお金のかからない薬草による療法などを運動として進めているところもあります。

そういう観点からみると、日本の病院での近代医療がそのまま彼らと出会うことなどがどういうことを意味するのか、現実に関わった事例からも考えこ

んでしまうことがあります。

また、日本人の患者に対しても、きちんと話をしてくれる医者が少ないのに、ましてやアジアの人に対してもとんどうなのでしょう。実際に、不信心を持つている人にも出会いました。

ことばが分からなかつて、ごまかされているんではないか、実験台にされたいるのではないか、等々の不信感です。



93年10月23日
読売新聞から

といつても、片方では重病でも医者にもかかれず死んでいくケースもあるわけです。特にタイ人の場合は深刻で、最近でも、病院にも行かず自宅で、すい臓ガンで死んだケースや、H.I.V.で医療拒否をされたケースなど、ひどい状況です。大阪でも、オーバステイがばれるのをおそれ、医者にもいげずマジックで死亡した昨年1月のケース

これは、様々なところで日本人から受けた差別や蔑視が原因していることも少くないです。

医療費どこが： 保険適用ダメ 厚生省 診療拒否できぬ 病院 大阪

タイ女性手術、重体

医療費どこが： 保険適用ダメ 厚生省 診療拒否できぬ 病院 大阪

医療費どこが： 保険適用ダメ 厚生省 診療拒否できぬ 病院 大阪

医療費どこが： 保険適用ダメ 厚生省 診療拒否できぬ 病院 大阪

や、ピルの常飲から脳こうそくを起し病院に運び込まれたが、医療費が払えないというケースが次々と起こっています。私は、新聞で知り、私たちの力不足を痛いほど感じました。「行旅病人法」の予算範囲をもっと広げられないのでしょうか。

また、行政に対しては、カンタンなことでは、各国語で書かれた医療案内など出せないものか。結核のパンフなど

ど、ハングルやスペイン語では出でいますが、タイ語でも出してほしい。H.I.Vや母子保健制度についても必要だと思います。薬の買い方や、症状の説明の仕方についてもあればいいでしょうね。

タイのことばかり言いましたが、不利な状態におかれている彼らのことは気になります。

心の痛む、こんなケースがあります。ペルーでは医者にかかるのは死ぬ間際だといわれるよう、彼らは、普段は体の調子が悪いと自分で勝手にどこが悪いのかを判断して、薬局で薬を買ってのみ、効かなければ違う薬をのむというふうに薬屋に頼る傾向があります。ただ、これも医者にかかると金がかかるとか、仕事を休めないといったことが原因です。

◎カトリック大阪教区国際協力委員会

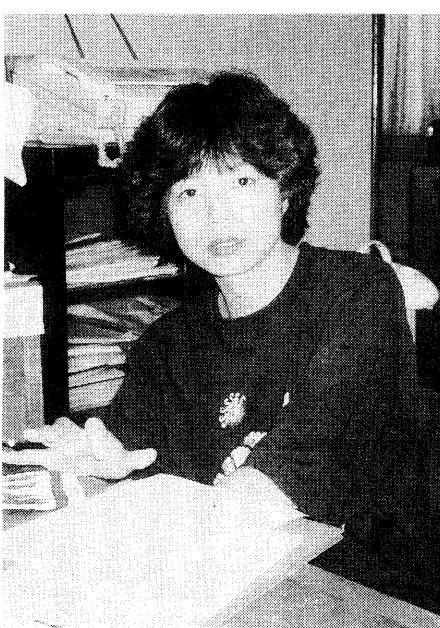
松浦篤子さん

ペルーでは医者にかかるのは死ぬ間際だといわれるよう、彼らは、普段は体の調子が悪いと自分で勝手にどこが悪いのかを判断して、薬局で薬を買ってのみ、効かなければ違う薬をのむ

電話をかけてきて、結局その電話の2、3日後に病院から逃げてしまいました。その後電話があり、まずは治療に行くように説得したのですが…。今はどうしているか心配です。オーバーステイなので、病院に行くことも含めて、

公共の施設に行くのを怖がるんです。普通の病気も労災（保険）みたいに行くように説得したのですが…。今は外国人でも適用できるものがあったらいいんですが。オーバーステイというのが、みんなにとって痛いです。

今はとにかく、草の根的にできる」とをきちんととしていると思っています。



松浦篤子さん

関西版MF-MASHは実現できるか?

外国人労働者の自立支える活動を

菜の花診療所 岩田賢司

私は今のところ外国人労働者医療は「二階建て」で取り組むべきだと思って

まず「二階」は、自治体が病院の未

収金を補填する、あるいは自治体立の病院が積極的に受け入れるという方法である。

スワーカーたちがなんとかやりくりしているというのが実感だ。しかしその努力も限界に来つつある。未収が明らかな場合に、ケースワーカーが積極受入れを表明できるはずがない。

この点で、神奈川や群馬のように病

院の未収金対策として（外国人労働者の医療を受ける権利の保障ではない）基金を設けることは大阪でも近い将来実現する可能性が高い。

あるいは、自治体立の病院が自治体の施策の一環として外国人労働者の受け入れ体制を整備するというのも一案である。民間病院からすれば、外国人労働者の医療問題こそ行政が率先して対策にあたるべきことである。ところが実際には、たとえば大阪市立総合医療センターには意匠をこらした掲示板はあるものの、医療費の問題を相談するケースワーカーはひとりもいないのが現実である。

「二階」は、診療所レベルで外国人労働者を受け入れるネットワーク作りである。
保険をもたない外国人にとって医療費問題は最も大きな問題だ。彼らはしばしば病気のためにしばらく働けなくななる。そのとき保険一〇割の医療費の支払いを求められることは非常に大きな負担である。そこで求められるのは良質な医療をより低額で提供する医療機関の存在である。当面わたしたちの菜の花診療所がその役割を担っているが、患者たる外国人労働者の訴えは多岐にわたり、とうてい内科の一診療所に扱えるものではない。もっと多くの診療所が協同して受け入れ態勢を作つていく必要がある。今、わたしたちが呼びかけたいのはこの医療機関間のネットワークづくりである。
先に述べた入院医療費への公的補填が実現すれば、重病の患者の診療所から病院へのルートが整備され、後送病院を確保できないという問題が一定解決できるだろう。そうなれば、診療所が取り組むのにずっと障害がなくな



1983

通訳の協力を得て外国人の診察（菜の花診療所にて）

奈川の港町診療所を中心とした「MF Mash」である。

広いネットワークを作ることが求められているといえる。

それを実現するには、日常的に外国人労働者が集う「場」が必要だろう。さいわいともに外国人の医療に取り組んできたカトリック教会はその「場」としての機能を果たしうる。教会を中心とした互助組合は今後の検討課題だろう。

ただこの方式は医療費の回収を目的とするより、外国人労働者自身の自主性を引出す象徴的運動的意味合いが大きい。その意味では、その設立を自己目的化するのはなく、外国人の意識化・組織化にとって役立つかどうかを判断基準として柔軟に組織形態を考え必要がある。その上で、協力医療機関にどんな形で医療費を支払うかということも検討すべきだろう。

わたしたちの構想ではこれに連動するものが外国人労働者自身の互助組織である。つまり医療保険のように彼ら自身が基金を作り、医療費をまかなうと いう方法である。ただこれは、自立した保険としての運用は難しいと思われる。この方式を採用しているのは、神

推薦図書

いのちの差別

外国人労働者の労災・医療

五島正規 古谷杉郎 著

発行：日本社会党機関誌局

社会新書 定価750円

外国人労働者の労災白書 1992年版

－深刻化する労働災害…問われる日本の国際性－

全国労働安全衛生センター連絡会議編 発行：海風書房 発売：現代書館

定価1030円

安全センター情報93年6月号（全国労働安全衛生センター連絡会議）

特集 外国人労働者の労働災害93

定価600円

※関西労働者安全センターで扱っています。（送料別）

学校給食事業における新安全衛生管理要綱出される

□□ 活用できる指針 □□

労働省は四月二一日付で、学校給食における労働災害の防止について新たに通達（基発二五七号）を出し、「学校給食事業における安全衛生管理要綱」（以下、新要綱）を示した。

その内容は、近年の調理現場をめぐる変化、例えば、共同調理場の普及、大型化、機械化の伸展、労働者の職業病問題の指摘、安全衛生法規の改訂などに対応した内容改訂となっている。具体性もあり、これから給食調理現場の安全衛生運動の推進に活用できる内容をもっている。

安全衛生管理体制の整備を

新要綱では、「労働者の健康と安全を確保することを目的とする」とし、事業者（当局）の責務として、要綱の遵

守とともに快適職場形成に努力せよとしている。

新要綱では、刃物関係の接触防護措

安全衛生管理体制では、教育委員会管轄下を一括して一つの事業場とし、（但し、労務管理が一体として行われている共同事業場は、これを一つの単位とする）各管理者の選任を表1のよう

に規定している。また、安全及び衛生委員会の設置等について表2のように規定している。

施設設備、環境について 具体的に規定

給食現場の労災は、火傷と切り傷が最も多く、こうした災害を防止し、また、頸肩腕障害・腰痛・指曲がり症といった職業病の予防の観点からも、設備、環境関係について具体的な指針が

表1

常時雇用する労働者数	各管理者・産業医などの選任	
300人以上	総括安全衛生管理者	産業医
50人以上	安全管理者・衛生管理者	
10人以上50人未満	安全衛生推進者	

※その他・・・調理場ごとに安全衛生担当者を指名
ボイラー作業主任者等の選任

表2

常時雇用する労働者数	各委員会の設置
100人以上	安全委員会
50人以上	衛生委員会
100人以上	安全衛生委員会（安全委員会及び衛生委員会に代えて）

置、コンベア・リフトの安全装置、冷凍室の閉じこめ防止、感電防止、皮膚障害防止についての各措置を示すとともに、様々な機械設備について、定期検査、始業前点検の励行、記録と点検者の選任などをせよとしている。ただ、皮膚障害の項目では、よりよい洗剤としての石けんの使用を推奨するべきだつた。

調理室の環境整備については、レイアウト、換気、照明、床面、排水、足台、休憩室、洗身設備などについて書きかれており、指曲がり症を念頭において手指のケアのための加温設備も必要に応じて設けよとしている。

同時に、手袋、保護衣、耳栓などの保護具の設置、使用も規定している。

頸肩腕障害、腰痛、指曲がり症などの予防の観点から、連続作業を避け、小休止を入れ、作業方法の工夫を行い、また上肢、手指、腰部に負担のかからないような施設、器具の改善も要求している。

健康管理については、定期検診の他

に皮膚障害、頸肩腕障害、腰痛に対応した検査項目の実施するよう求めており、健康診断の事後措置とともに、気軽に健康相談の機会提供を推奨している。

作業標準を作成する際の留意点を列举しておき、作成に当たっては安全衛生委員会に付議することとしている。できることなら、作業標準そのものの例示がほしかったところだ。

安全衛生教育の充実と 作業標準の作成

安全衛生対策が職場で有効に働くのかどうかは安全衛生教育がきちんと引きわたっているかにかなりかかっている。新指針では、雇入時、作業内容変更時教育をはじめ、危険有害業務、各管理者の能力向上教育、機器導入などに伴う教育などを求めている。

新指針は最後の項「快適職場の形成等」の中で、ドライ方式導入の検討、冷暖房設備の導入等による温熱環境の改善、防音装置着きの機器導入、身体負担を軽減する作業方法への転換、疲労回復のための施設整備などに努めよとしている。こうした給食調理職場の将来にまで踏み込んだ点は高く評価でき、活用する価値が充分あるものとな

る。

新指針では、燃焼装置、重量物、ワゴン等の運転、裁断、攪拌、冷凍室、高温物、コンベヤー、簡易リフト、機器・食器洗浄、遠心機械、保管収納、清掃などの各取り扱い、作業について

ついている。

前線から

近畿郵政局決定を覆し 大阪人事院が障害認定

郵便外務員Mさんの公務災害で

郵便局外務員の公務災害について、打撲などの症状は改善したが、頸部捻挫の症状はなかなか改善することなく、長期間の療養を続けたこととなつた。しかし、九一年七月になって、補償の実施機関である近畿郵政局は、すでに治癒状態（症状固定）にあるとして補償を打ち切つた。

存障害は存在しない」とした近畿郵政局の決定を覆すに該当する残障害は存在しない」として判定を行つた。

大阪阿倍野郵便局に勤務し、郵便外務業務に従事していたMさんは、八四年九月に速達郵便物の配達中、バイク転倒事故で負傷し、公務災害として治療を受け

底承服できるものではなく、翌

障害補償を実施することになる。

九三年に人事院に対し審査請求を申し立てていたものである。

人事院の判定

は、障害等級十四級に該当するというもので、これをもって近畿郵政局は改めて

同様に権利が行使できない事例が多いと考えられる。

大正社会復帰援護金も活用し完全職場復帰へ

大阪地域合同労組めぐみ保育園分会

ところが、この決定と同時に、障害認定についても「非該当」という決定通知を受けた。痛みの症状が存在し、現に通院もしているMさんにとつてこの決定は到底承服できるものではなく、翌見を一切求めず「非該当」としたものであった。国家

公務員の災害補償システムの中では、おそらくMさんと同じく権利が行使できない事例が多いと考えられる。

Yさんは、腰痛症に被災して以降、療養に専念、早

期の職場復帰のため運動療法などを中心に懸命な努力を続けてきたが、ようやく今年になつて職場復帰が可能な状態まで症状の回復してきた。同分会では、職場での充分な議論を重ねるなどして、Yさんの復帰を受け入れる条件を整える努力を行い、この七月に職場復帰をとげることとなつた。

Yさんの職場復帰については、労働省が昨年新たに出した社会復帰通達に条件が合致するものであり、所轄の大坂西労基署は、この施策にそつた指導を行つこととしている。したがつて、労働福祉事業による「社会復帰援護金」の制度も活用される。

まだ完全復帰に至るまでには、Yさん本人を始め様

々な努力が必要とされが、ここに至るまでは療養中も職場と疎遠にならなければ止め充分な議論をつくす

いよう努力した被災労働者が、ここに至るまでは療養中の姿勢、またそれを受能にしたといえよう。

労組と園の姿勢が復帰可能にしたといえよう。

三七五通達撤回・ 労災針灸治療制限反対訴訟控訴審

大阪原告側最終準備書面を提出

六月一日、大阪高裁で針灸訴訟控訴審の口頭弁論が開かれ、原告側から最終準備書面を提出した。この日、

証言の非科学性」「第四、本件不支給処分の違法性」の四つの章に分かれている。

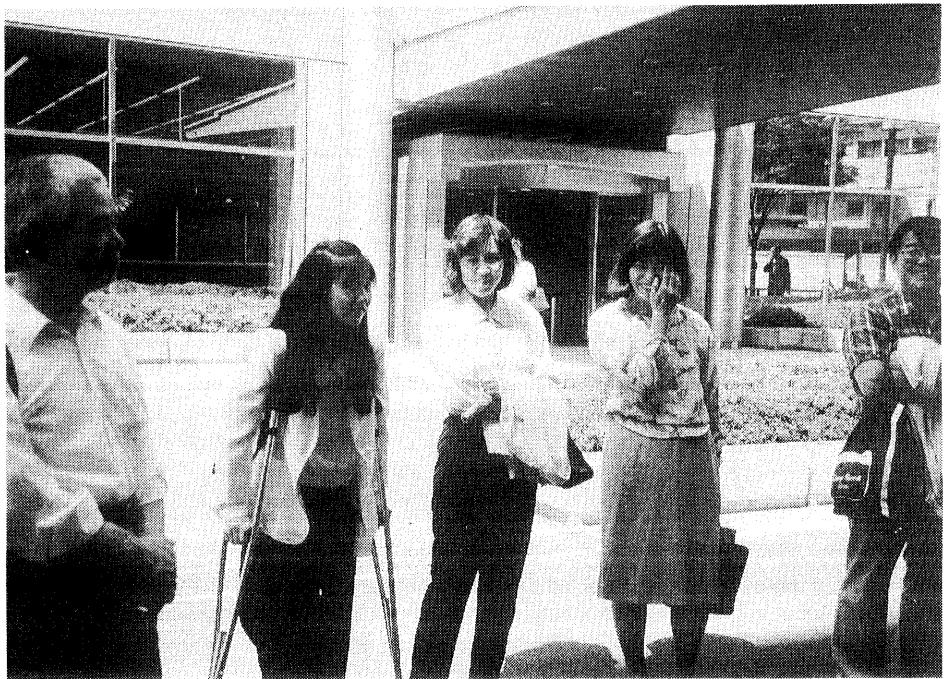
労災保険における「療養結審」ということで、原告鈴木さんと元同僚の皆さんをはじめ多くの方が傍聴に駆けつけた。

最終準備書面は、「第一、原判決中の法律解釈の誤りについて」「第一、鍼灸施術範囲」などとしていた。

ところが、昨年一二月の認定の誤り」「第三、松元中出労災打ち切り裁判東京

高裁判決では、三七五通達は単なる行政の内部準則であり、三七五通達上は打ち切りの対象となる、一年以上の鍼灸治療については、「それぞれの症状に応じて個別に審査することが必要」とされ、この判決は被告国の上告もなく確定している。この趣旨は、原告側が主張してきたこととまったく同趣旨だ。「第一」では、この点を踏まえ、原判決の法的側面の判断の誤りを主張した。

第二では、鍼灸治療を單なる補助的治療手段として位置づけ、代替性がある(各



原告鈴木さん（右から2人目）と元同僚の皆さん

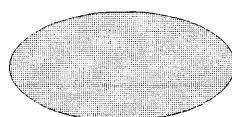
つであることを、控訴審での宇土証言、証拠などを引きながら主張した。

第三は、原判決が医学的根拠とした、松元司（元東京労災病院整形外科部長）証言の非科学性について、宇土証言、土肥意見書、その他の提出証拠にもとづいて、全面的、総括的に批判を展開した。

第四では、第一から第三までの諸点を踏まえながら、原告が鍼灸治療を打ち切られる前後を含む全治療経過を総括しながら、鍼灸治療が主治医が認めた必要かつ、有効な治療手段であったことを詳細に論証し、鍼灸治療費の不支給処分を適法とした原判決の誤りであることあますところな

種理学療法）といつ点から、一年間という期間制限を容害効果をもつた、頸肩腕障害・腰痛の主要な療法の一

この日、双方から書面提出が、被告からの書面提出がなく、次回八月一〇日に延期となつた。早くて、年内に判決が下されそうだ。安全センターとしても最後まで全力で支援していくことにしている。会員、読者の皆さんのお目に訴えます。



実践・労災保険

(第一五回)

通勤途上災害

五 通勤途上災害

通勤災害の種類

出勤、退勤途中で起きた事故が、労災保険の給付対象となることは広く知られているが、案外その範囲について誤解されている場合が多い。労災保険の対象となる通勤途上災害とはどの範囲のものか、以下に整理してみよう。

まず、大まかに労災保険給付という面から通勤途上災害を分類すると次の三つになる。

(1) 業務の性質を持った通勤で、業務上災害としての補償が行われるもの

(2) 業務の性質を持ってはいないが、労災保険の保護制度の対象となるもの

(3) 業務の性質がなく、労災保険の保護制度の対象ともならないもの

しかし、(1)と(2)の境界、つまり業務上であるかどうかの判断も重要な場合がてくる。これは、業務上災害と通勤災害の取り扱いに違いがあることによるものだ。その違いを説明しておこう。

(1)の通勤は、会社の通勤専用バスでの通勤途上や、緊急に会社から呼び出されての出勤途上などがあてはまる。つまり、事業主の管理下にあるものとみなされ、事業主責任のあら業務上災害ということになる。

(2)が、一般にいうところの通勤災害で、定められた範囲であれば労災保険の給付の対象となる。(3)は、そ

もともと労働基準法における災害補償の規定は、使用者責任による最

業務上災害と通勤災害の

補償内容の違い

低補償として定められた。したがつて対象はあくまで「業務災害」に限られている。それに基づいた補償給付システムを規定したのが労災保険法である。しかし、交通機関の発達などの状況下で、業務と密接な関連を持つ通勤途上の災害についても労災保険の対象とすべきであるという議論が起こってきた。そこで、新たに通勤保護制度を労災保険に加えたのであった。一九七三年のことであるが、事業主の支配、管理下にあるとまではいえない。そうすると事業主が一方的に補償責任を負わされる災害補償制度に加えるのはおかしいということである。そこで実際に立法に至る過程でまとまったのは、あくまで保護制度とするもので、補償とはしないということである。具体的には、業務災害のように保険料を

事業主が全て負担するものとはせず、労働者も一部負担をする。とはいっても事務手続き上、労働者負担分をそれぞれ徴収する事務的な煩雑を避けねばならないので、現実には通勤災害で休業補償給付を請求した労働者について、初回の支給額から二百円を保険料として控除するという方法を取っている。この二百円以外には、保険給付は休業、療養、障害、遺族など全て内容は変わらない。ただすべて「補償給付」ではなく、單なる「給付」と名称が変わるだけである。

議論の中で問題になつたのは、なるほど通勤は業務と密接に関連はあるが、事業主の支配、管理下にあるとまではいえない。そうすると事業主が一方的に補償責任を負わされる災害補償制度に加えるのはおかしいということである。そこで実際に立法に至る過程でまとまったのは、あくまで保護制度とするもので、補償とはしないということである。具体的には、業務災害においてはこれが適用されない。また、たとえば長期に休業を余儀なくされた場合に、その間の昇給、有給休暇の取り扱いの問題がおきる。当然、業務災害であれば使用者の責任ということになるので、全期間を出勤したものとして取り扱うのが妥当であるということになるが、通勤災害であれば、必ずしもそれが当然とする根拠は確立するものではない。このように考えてみれば、業務災害と通勤災害の境目も、労働者のその後の人生に大きな影響を及ぼすことがある。

解雇制限、昇給、有給休暇

範囲が広い公務上通勤災害

それ以外に、通勤災害と業務災害が違うのが、解雇制限の問題である。業務災害であれば、休業中とその後三〇日間については、労基法第十九条の規定によって解雇できないこととされている。しかし、通勤災害に

ついてはこれが適用されない。また、たとえば長期に休業を余儀なくされた場合に、その間の昇給、有給休暇の取り扱いの問題がおきる。当然、業務災害であれば使用者の責任ということになるが、全期間を出勤したものとして取り扱うのが妥当であるということになるが、通勤災害であれば、必ずしもそれが当然とする根拠は確立するものではない。このように考えてみれば、業務災害と通勤災害の境目も、労働者のその後の人生に大きな影響を及ぼすことになる。

上の災害の認定基準について」（昭

和四八・一・二六地基補第五三九号）によって以下のものを公務上と

する解釈を示している。

ア 公務運営上の必要により特定の

交通機関によって出勤又は退勤することを強制されている場合の出

勤又は退勤の途上

イ 突発事故その他これに類する緊急用務のため、直ちに又はあらかじめ出動することを命ぜられた場合の出勤又は当該退勤の途上

ウ 午後一〇時から翌日の午前七時三〇分までの間に開始する勤務につくことを命ぜられた場合の出勤の途上

エ 午後一〇時から翌日の午前五時までの間に勤務が終了した場合の退勤の途上

オ 宿直勤務を命ぜられ、直接勤務につくため出勤し、又は当該勤務を終了して退勤する場合の出勤又は退勤の途上

カ 引き続いて二四時間以上となつた勤務が終了した場合の退勤の途上

キ 地方公務員法第二四条第六項の規定に基づく条例に規定する勤務を要しない日及びこれに相当する

日（以下「勤務を要しない日」という。）に特に勤務することを命ぜられた場合の出勤又は退勤の途上

ク 国民の祝日にに関する法律に規定する休日及び年末年始の休日に特に勤務することを命ぜられた場合

ケ 勤務を要しない日とされていた日に勤務時間の割振りが変更されたことにより勤務することとなつた場合（交替制勤務者等にあっては、その日前一週間以内に変更された場合に限る。）の出勤又は退勤の途上

コ アからケまでに掲げる場合の出勤又は退勤に準ずると認められる出勤又は退勤等特別の事情の下にある場合の出勤又は退勤の途上

コでは、さらに時間外勤務が四時間を超えた場合にも公務災害として扱うこととしている。国家公務員災害補償法による規定も、表現が少しある部分があるものの、ほぼ同じ内容になっている。

労災保険においては、このようない通達はなく、緊急時の休日出勤のような場合などについては業務上となるものの、深夜勤務、時間外勤務の長さなどは一切考慮の対象とはならない。労働者の補償制度間に、均衡を欠くことがあってはならないとするならば、この違いは直ちに是正すべきであるし、またそれは可能なものと言わなければならぬ。

快適に働く

① 作業服 (金属機械港合同昌一金属支部)

ブルー 新

ポリエステル 65%
綿 35%

軽く、伸縮性↑

- ・肩がこらない!
- ・アイロンかけなくてよい

前は上下端 ホックで ファスナー止メ
その部分 ゴム入り うきやすく

○ ポケット

旧 2に替えて
新 5+内ポケット

*但、材質的に火に弱くなる
ので、火をつかうところでは、
耐熱用エプロンを着用。

※動きやすいデザイン、材質。
※明るい雰囲気の色に (グレー)

旧 グレー

綿100%

前はボタン止メ

電力用金物製造 →
プレス、切断など各種工程
工場・事務共同一服着用

タック入り
肩の動きが楽

女子の作業服を新調したのに続いて、男子作業服を新しくした。团交で申し入れて実現、選定には労組の執行委員会があつた。メーカー数社からパンフレット、サンプルを取り寄せて検討し決めた。会社からは1年に1着が支給、2着目からは半額の四〇〇円で各自購入する。上下とも夏用、冬用がある。動きやすくなり作業性は格段に向上了。

一九九四年夏期カンパへのご協力のお願い

各位におかれましては、今日のむずかしい社会的・経済的状況のもとさまざまに先進的取り組みに日夜奮闘のことと、心から敬意を表する次第です。また、当関西労働者安全センターに対しまして常日頃より、多大な支援ご協力を頂き、本当にありがとうございます。

関西労働者安全センターは、皆様のご支援に支えられて昨年、設立二〇年目をおこえました。労働者のいのちと健康を守る運動が、労働災害職業病の根絶と被害の完全救済の実現とともに、現場に依拠した安全衛生運動の展開を大きな目標としていることを今一度確認するとともに、この運動が、労働現場に人権を確立する運動であり、この社会でさまざまに展開されている社会的正義を実現をするための活動との協力、国際的な連携がよりもとめられていることを深く認識するところです。現実的な政策提言のための調査・研究をすすめ、積極的に社会的発言をしていかなければならぬと決意を新たにしている次第です。

安全衛生運動面において、安全で健康的でそして快適な職場づくりのためには、法の遵守、法制度の改良とともに、「自主対応型安全衛生活動」が職場安全衛生活動の民主的活性化の要であり、この普及が今後の当安全センターの大きな任務であると考えております。組織・未組織、大企業・中小零細企業を問わず、労働者の安全衛生水準の向上にむけ、全力で努力していくかなければならないと考えております。

外国人労働者の労災問題に近年取り組んできておりますが、その中で、資格外就労者も含む外国人の人権・いのちの問題と

密接に関連し、労災医療を含めて、在日・滞日外国人をとりまく医療環境の問題が大きく立ちはだかっており、これをなんとか打ち破っていくことが重要であるところ、今後、各層関係者・団体と協力し力をいれて取り組んでいこうと思つております。その第一歩として七月一七日の外国人医療シンポジウムの企画に参加し、その成功にむけ鋭意努力しております。

課題的には、佳境に入ってきた大阪トンネルじん肺訴訟、八月に結審を迎える針灸治療制限反対訴訟など労災職業病関連裁判、過労死事案への取り組み、指曲がり症・公務災事認定闘争、整形外科を中心とする田島診療所設立運動への積極的協力など自白押しで、各種相談にも追われる毎日ですが、決して忙しさに安住せず、安全センター運動の前進をがちとするべく、今後も奮闘していく覚悟です。

その他報告しなければならないことは多々ございますが、こうした活動をすすめていくにあたりまして、種々の財政努力にもかかわらず、皆様にカンパをあおがなくとも大丈夫というとここまででは、いまだ到達できないのが実状です。

いつもながらのお願いでたいへん苦しい限りであります
が、何卒、趣旨をご理解いただき、夏期カンパに格別のご協力をいただけますようお願い申し上げる次第です。

一九九四年六月

関西労働者安全センター運営協議会
議長 岡田義雄

五月の新聞記事から

五・三

北海油田の海上掘削施設で小規模な爆発が発生。従業員約一八〇人が避難。

五・七

新宿駅ビルの屋上から工事中のゴンドラが落下。乗つていた作業員二名が死亡。直撃されたタクシーの運転手も重傷。

航空写真撮影の軽飛行機が高知県池川町の山中で墜落。社長とカメラマンが死亡。

五・九

姫路市の山陽自動車道で消防車が大型トラックと衝突。消防隊員三人が軽傷。

五・一〇
五・一六

中国江西省の萍湖炭鉱で大規模なガス爆発。港内の三八人が死亡。

午後五時の勤務後に市主催の市職員ソフトボーリルに参加、試合後急性心筋梗塞で死亡した岡山県倉敷市職員に、最高裁は公災と認めた。広島高裁判決を支持、公災と認める判決。

五・一七
五・一八

南ウラルのロシア連邦核センターで化学物質が爆発、研究者二人が負傷。

五・一九

トンネル掘削などでじん肺になつた「ワタリ」鉱員による損害賠償裁判は、ハリマセラミツクと示談、全面解決に。

五・二二

新日鉄名古屋で、クレーンにはさまれる死亡事故。

五・二四

ソニーサービス社員の過労死を柏労基署が業務上認定。残業は月一二〇時間にも。

五・二六

成田に向かう英國航空機で機長が急死。

五・二七

従業員の死亡時に遺族の生活保障金となるはずの団体保険が、実際には企業が受け取つている問題で、大蔵省は保険金は弔慰金、死亡退職金等に活用すべきとの見解。

五・二八

千葉県富津市の国道でJRバスの観光バスがトラックと正面衝突、運転手が即死。二五人がけが。

五・二九

過労死した印刷労働者の遺族が東京中央労基署の業務外決定に対し、労基署の調査記録の公開を求め、東京地裁に提訴。

五・三〇

八尾市の国道で道路工事の交通規制中の警備員がはねられ、死亡。

昭和50年10月29日 第三種郵便物認可

関西労災職業病

6月号(通巻229号) 94年6月10日発行

関西労災職業病 定期講読について

「関西労災職業病」は、毎月1回の発行で、価格は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金は郵便振替をご利用下さい。労金口座ご利用の場合は、住所、氏名など必要事項を別途電話、葉書等でお知らせ下さい。

◆郵便振替口座 00960-7-315742 ◆大阪労働金庫梅田支店 普通 1340284

〒540 大阪市中央区森ノ宮中央1丁目10番16号601号室 ☎ 06-943-1527 FAX 06-943-1528

関西労働者安全センター

価格	1部 200円
年間定期購読料 (送料込み)	1部 3000円 2部 4800円 3部以上は、1部につき2400円増
会員購読料	当安全センター会員(会費1口1000円)へは、 1部無料配付。2部以上は1部150円増。

Culture & Communication

—封筒・伝票からパッケージ・美術印刷—



株式
会社

国際印刷出版研究所

〒551 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
TEL 06(551)6854 FAX 06(554)5672